**しまなみアートミュージアム魅力発信による誘客促進および地域活性化**

**業務委託仕様書**

**１　業務名**

しまなみアートミュージアム魅力発信による誘客促進および地域活性化業務

**２　目的**

日本遺産「村上海賊」の知名度とPRキャラクター「タイ長」、VR等のデジタルコンテンツを活用し、「しまなみアートミュージアム」各館への関心と回遊性を高めるとともに、誘客促進、地域の賑わいを創出し、経済活性化を図ることを目的とする。

**３　契約期間**

契約締結日から令和８年３月31日まで

**４　一般事項**

(１)　適用

本仕様書に定める全業務は、受託者の責任において誠実に履行するものとする。

(２)　受託者の負担の範囲

ア　取材、制作、納品に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

イ　報告書等に係る用紙・消耗品は受託者の負担とする。

ウ　本業務に密接に関連し、市が必要と判断する附帯業務についても受託者が対応すること。

エ　本業務の全部または主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、業務の円滑な遂行に資すると市が認めた場合は、その限りでない。

オ　本業務実施中に生じた事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとし、速やかに市に報告し、必要な措置を講じること。

カ　本業務に係る苦情・問い合わせについては、受託者が責任を持って対応し、内容を速やかに市に報告すること。

(３)　報告書の書式等

報告書の書式は、市の指示に従うこと。

(４)　関係法令等の遵守

関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行に努めること。

**５　業務内容**

受託者は、本業務の趣旨を十分に理解したうえで、以下の業務を遂行するものとする。

(１)　村上海賊キャラクター活用業務

PRキャラクター「タイ長」を活用し、次の業務を行うこと。

ア　キャラクターグッズのプロデュース

PRキャラクター「タイ長」のブランド価値を高めることを目的として、多角的なグッズ展開を視野に入れた商品企画・開発・制作・販売のプロデュースを行うこと。

その際、タオル製品等の地場産業との連携にも配慮し、地域資源との融合を図るよう努めること。

また、キャラクターの創作意図やイメージを尊重し、キャラクターデザイナーとの契約内容を踏まえた適切な権利処理および対価の支払いにも十分配慮すること。

イ　商品ラインナップの提案

大都市圏や海外市場への展開も見据えた商品ラインナップを提案すること。

ウ　製造・販売体制の構築

商品製造・販売事業者の選定にあたり、市内事業者の活用に努めること。

エ　販売管理およびロイヤリティ徴収

販売方法や価格等のディレクションを行い、商品製造数に応じて、受託者と販売事業者が設定したロイヤリティを徴収・管理すること。徴収額のうち75％を市指定口座へ納付し、残る25％は受託者の手数料とする。

納付方法および受託期間の詳細は、市との協議により定めるものとする。

(２)　映像制作・情報発信等業務

市出身で国内外に発信力のあるインフルエンサー（例：木野山ゆう氏）を起用し、市の文化・観光資源の魅力を広く発信する。

ア　サイクリングツアー造成および体験発信業務

しまなみアートミュージアム各館を巡るサイクリングツアーを造成し、当該ツアーにインフルエンサー等を招いて体験の様子を記録・編集し、PR映像として制作・発信すること。または、旅行関係者・メディア等を対象としたFAMツアー（視察型体験ツアー）を実施し、情報発信・誘客促進につなげること。

いずれの場合も、以下の業務を含むものとする。

・ツアー行程・内容の企画立案および市との協議・調整

・映像・写真等の資料および素材の収集

・出演者、協力者、撮影地に関する交渉および各種許可の取得

・肖像権、著作権等の権利処理（配信・放映含む）

・出演料、交通費、謝礼等の経費負担

・映像編集（音楽、ナレーション、字幕含む）および市の確認・修正対応

イ　効果的な情報発信

制作した映像および関連素材は、市およびインフルエンサー等のSNSやWebサイトにおいて、拡散力と訴求力を意識した手法により効果的に発信すること。

　　ウ　独自提案

予算の範囲内で創意工夫を凝らし、映像の視聴回数向上や体験プログラムの認知度拡大、地域滞在時間の延伸・消費額の増加等、観光誘客と地域活性化につながる効果的な提案を行うこと。

エ　成果物の不備

　　　　本業務の終了後において、受託者の責により成果物に不備が判明した場合は、委託者の指示に基づき、受託者の責任と負担において速やかに補足または修正を行うものとする。

オ　著作権管理と活用提案

映像・素材の二次利用に備え、著作権の整理・管理および再活用に関する提案を行うこと。

**６　成果品**

(１)　共通提出物

業務委託報告書（任意様式）…1部

映像データを格納したDVD・Blu-ray・USB等…1式

※制作した動画は、市および関係機関等が保有するSNSアカウント（Instagram、TikTok、YouTube等）において使用することを想定しており、配信媒体に対応した形式（WMV、MPEG4、MOV等）で納品するものとする。

(２)　村上海賊キャラクター活用業務に関する成果品

ア　キャラクターグッズ企画・開発報告書

イ　商品ラインナップ提案書

ウ　販売管理・ロイヤリティ管理計画書

エ　実績報告書（年度末）

(３)　映像制作・情報発信業務に関する成果品

ア　ツアーメニュー造成報告書

イ　映像コンテンツ（フルHD、複数用途別、元データ含む）

ウ　情報発信実績報告書

エ　著作権管理および二次利用方針提案書

(４)　納期限　　令和８年３月31日（火）

(５)　納品先　　今治市総合政策部交流振興局文化振興課

〒794-8511　愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

TEL：0898-36-1608

　(６)　成果品提出後に市から加除訂正等の指示があった場合は、受託者の責任と費用負担により速やかに対応すること。

**７　成果物に係る権利の帰属およびデータ管理**

（１）権利の帰属

本業務により作成または取得したすべての成果物（文章、写真、映像、音声、図面、プログラム、デザイン、記録媒体に保存されたデータ等）に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）、知的財産権、所有権その他一切の権利は、成果物の引き渡しをもってすべて本市に譲渡されるものとみなす。

（２）著作者人格権および二次利用

受託者および製作者（中間生成物を制作した者を含む）は、当該業務に関連する事項　　　　について著作者人格権を無期限に行使しないものとし、本市は成果物を改変・編集または二次利用することができる。

（３）第三者の権利への配慮

構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利に関しては、受託者が適切な交渉・処理を行い、当該経費は委託料に含まれるものとする。受託者または製作者が従前から所有していた素材を使用する場合も同様とする。

（４）権利侵害の禁止と責任

本業務によるすべての成果品（中間生成物含む）が、第三者の所有権、知的財産権ま　　たは、著作権を侵害しないことを受託者は保証し、万一侵害があった場合には、受託者がすべての責任を負うものとする。

（５）成果物およびデータの取扱い

業務終了または契約解除後は、成果物および関連資料を本市へ返却し、複製物やデー　　タ媒体等は削除・廃棄すること。ただし、本市が特に承認した場合はこの限りでない。

**８　機密保持**

(１) 受託者は、本業務遂行の過程で知り得たすべての情報について厳格に管理し、第三者への漏洩を防止するため、従事する職員との間で個別に守秘義務契約を締結すること。

(２) 機密保持および情報公開に関しては、市の指示に従うものとし、本業務の完了後も同様の義務を負うものとする。

**９　その他**

(１)　本仕様書に定めのない事項は、市と受託者で協議の上、決定する。

(２)　業務実施にあたり、関連法令および行政指導を遵守すること。

(３)　委託料には人件費、交通費、使用料、機材費、出演料、謝礼、使用素材等に係る費用を含むものとする。

(４)　SNSや動画配信等の情報発信においては、視聴回数や拡散効果に関する具体的な数値目標を設定し、成果報告書に記載すること。

(５)　必要に応じて、来訪者アンケート等を実施し、来訪者属性・満足度・消費額等の簡易分析を行い、事業の効果を測定すること。

(６)　次年度以降の継続性を意識し、VR体験の定着化やキャラクターグッズの定番化等、持続可能な展開に向けた提案を行うこと。